**「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）（案）」に対する見解**

　　　　　　　2022年3月22日

日本私大教連中央執行委員会

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、2022（令和4）年3月17日に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議のまとめ）（案）」（以下、「審議まとめ」）を公表した。「学生の学びの質と水準」と「教育研究の質」を「①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく」というのが、その基本的な考え方であるとされている。そして、「改善・充実」の方向性を明確にするための検討方針として、「①学修者本位の大学教育の実現」と「②社会に開かれた質保証の実現」を掲げるとともに、「①客観性の確保」、「②透明性の向上」、「③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」、「④厳格性の担保」の４つの視座を設定し、（1）大学設置基準・設置認可審査、（2）認証評価制度、（3）情報公表、（4）その他の重要な論点、に関係する質保証システムの在り方を提示した。

しかし「審議まとめ」には、大学教育の根幹にかかわる根本的な問題点が含まれている。それは、「大学を設置するのに必要な最低の基準」（大学設置基準第1条2）を切り下げ、科学的知見の習得をはじめ高等教育機関として学生の多様な願いにこたえる質の高い大学教育の実現や、これを保障する社会に開かれた質保証システムの実現に逆行するものとなっている点である。とりわけ重大な問題をもっているのは、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」を口実にした「改善・充実」に示された内容である。それは、「学術の中心」（学校教育法第83条）たるべき大学の水準を引き下げ、根幹を破壊しかねないものである。

「審議まとめ」は、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」として、「質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成可能とするよう、最低限の水準を厳格に担保しつつ大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや内部質保証の体制・取り組みが優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう」（p10）という。どのような「柔軟な運用」を想定しているのか。以下、4点にわたり、含まれる問題点を指摘する。

第1の重大な問題は、「学位プログラム」の重要性を強調しつつ、学部のように教員組織と教育組織が一対一対応ではない、教員組織と教育組織を別組織とする「教教分離」の拡大を先導的・先進的としていることである。学位分野に対応する教育課程の安定的運営に責任を果たす教員組織を確保するうえで、ほとんどの大学が、設置基準の定める「必要な最低の基準」ぎりぎりの専任教員数しか確保していない点に注目しなければならない。学部組織から独立した「学位プログラム」教育課程の運営に携わっている教員は、所属する学部の教育課程を担っている専任教員が大半であり、その他は「民間」からの採用も含め、有期雇用の教員である。こうした現状を踏まえれば、安易な「教教分離」の推奨が教職員のより一層の負担の増大と、その結果として大学教育の質的低下を招くことは容易に想像がつく。また、仮に「民間」からの採用を含め有期雇用の教員を増やした場合、教育課程の中長期的な安定的運営に支障をきたすだけでなく、「学位プログラム」を基礎にした教育組織自体が「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」（大学設置基準第19条2）大学の本分から乖離した自閉的な組織となる危険性がある。

第2の重大な問題は、上記の教員組織、教育組織の流動化の問題は、「『専任教員』の見直し」によってより一層深刻なものになることである。「審議まとめ」は、「専任教員」を、教育課程の編成等の責任を担い、一定以上の授業科目を担当する「基幹教員」（仮称）に改める、という。単なる名称変更ではない。この発想の根本にあるのは、「専任教員」制度の解体である。大学設置基準は「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする」（第12条）と定めている。これは専任教員の役割と責任の重大性を鑑みてのものである。他方、「審議まとめ」が示す「基幹教員」は、複数の大学や学部において当該の身分を適用可能とされる。そればかりではない。「大学設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員については一定の範囲（例　半数まで、1/4程度）まで算入を認める」（p15）という。こうした「改善・充実」が何をもたらすかは明白である。すでに現状において、有期雇用の専任教員（任期付き教員）の比率が高まるに伴って教育課程の編成等の業務が期限の定めのない専任教員の一部に集中する状況が広がっている。こうした現状を顧みない「専任教員」制度の解体、「基幹教員」への再編は、教員組織、教育組織の流動化に拍車をかけるとともに、幅広い分野での高度な専門性を追究する研究者としての大学教員の身分の一層の不安定化を招く。教員組織、教育組織の流動化と教員身分の不安定化は、必然的に教育研究の空洞化を招くのである。

また第3の重大問題は、「審議まとめ」が「大学設置基準の特例制度」の新設を提起していることである。その「イメージ」では、「遠隔授業による修得単位上限（60単位）」「単位互換上限（60単位）」「校地・校舎面積基準等」等の「特例事項」について、「大学設置基準に拠らない取組を認める」としている。これらは、「新型コロナ感染拡大」への対応を口実に、ソフトとハードの両面から大学教育の質を切り下げかねないものであり、その恒常化を容認することはできない。そもそも、特例制度を適用する要件として、「学位プログラムに先導性があり、一定の質担保の方策が講じられていること」等を示しているが、「大学を設置するのに必要な最低の基準」である大学設置基準に、このような政策誘導の「特例」を組み込む必要性がどこにあるのか。まったく理解することはできない。

第4の問題として、「社会に開かれた質保証の実現」に深く関連する「認証評価制度」と「情報公表」の「改善・充実」の問題点にふれておく。すでに指摘しているように、大学設置基準は「大学を設置するのに必要な最低の基準」を定めているにすぎない。したがって、真の意味での質保証への道筋は、「必要な最低の基準」を緩和する方向にではなく、すべての大学が「その水準の向上を図る」環境を整備することにある。それは、認証評価の対象となる評価・公表項目をいたずらに増やして教職員の疲弊を増幅させることでも、その逆に「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」に熱心であるように見える大学を“目こぼし”することでもない。こうした小手先の方策ではなく、「教育研究の質」と「学生の学びの質と水準」の真の向上に結実する条件整備施策を打ち出すことである。

これに関連して、「審議まとめ」は定員管理政策の弾力化の観点から「基盤的経費の配分」のあり方にも言及しているが、重要なのは、「配分」の方法ではない。世界に類を見ないほど学費の家計負担度が高い日本の私立大学が、学術研究に裏打ちされた質の高い高等教育を維持・発展させていくための必要条件は、教育研究及び学生教育の質の向上を支えるための私立大学等経常費補助の大幅な増額である。すべての大学が自主的、自律的に「教育研究の質」と「学生の学びの質と水準」の向上に取り組むためには、こうした取り組みを後方から力強く後押しする施策が不可欠であり、経常費補助全体の大幅な増額こそがその第一歩なのである。

以上